

部活動実施計画

竹富町立西表中学校

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主性を重んじ同好の生徒によって行われ、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育てるうえでも多くの期待が寄せられる。顧問の指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、適切に行われることによって「生きる力」の育成に大きく貢献できる活動である。

部活動は、単に生徒の自主的な活動による資質向上と生涯にわたって文化やスポーツ等に親しむ態度を養うだけでなく、学校の教育目標の実現に向けても効果が期待される。生徒同士や顧問との人間的な触れ合いによる人間形成の場や、保護者・地域から期待される健全育成に寄与する場であり、さらに、学校経営上の重要な柱として部活動を推進していくことは大きな意義をもっている。

2 部活動の位置づけ

- (1) 部活動は、学習指導要領の総則に明記されている通り、学校の教育活動として重要であり、教育課程との関連により学校の教育活動の一環として位置づける。
- (2) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、活動したい生徒、活動できる場所・時間、指導する顧問の要件が満たされることにより活動できる。

3 部活動のねらい

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 異年齢集団による自主的・自発的な活動を通して、ルールやマナーの育成や好ましい人間関係を育てる。(2) 自らの適正や興味・関心等をより深く追求して、学習意欲の向上や責任感、連帯感等を育てる。(3) スポーツや文化及び科学等に親しませ、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を育てる。 |
|---|

4 運営の方針

- (1) 本校部活動は、原則としてバドミントン部及び剣道部を設置する。
- (2) 部活動の顧問は、原則として教職員（常勤）が全校体制で組織的に運営する。
- (3) 部活動の指導（コーチ）は、非常勤職員や地域の外部指導者を積極的に活用する。
- (4) 学校の教育目標のもと、指導方針や各部目標を明確にし、年間を通した計画的な指導を実施する。
- (5) 生徒のバランスの取れた生活に留意し、休養日や活動時間を適切に設定する。
- (6) 顧問及び外部指導者による指導・管理体制を明確にし、安全に配慮した指導を徹底する。
- (7) 保護者会を設置し、活動説明会等を適宜開催することにより保護者・地域との連携に努める。
- (8) 部活動を新設したいと希望が出た場合、見通しをもって継続できるか等、職員会議で検討し、学校長が決定する。

5 指導の留意事項

- (1) 部の顧問は、本校教職員（常勤）が複数で担当することを原則とし、学校長が委任する。
- (2) 部の活動は、指導者の監督の下に行う。学校の教職員（常勤）以外の外部指導者（コーチ）は、生徒の健全育成の立場からの確な人物を学校長が委嘱する。
- (3) 顧問は、部活動の目標、方針、年間計画、月間計画などを作成し、それに基づいて活動する。
- (4) 原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
毎月第3日曜日「家庭の日」は、ノー部活デーとする。
- (5) 顧問のいないときの部活動は、原則として中止する。但し、副顧問、コーチまたは依頼を受けた教師のもとで安全に留意して活動させることができる。
- (6) 各部の運営にあたっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、保護者会を組織する。
- (7) 日頃から安全指導の徹底を図るとともに、安全確認を行い明確に指示する。災害補償については、スポーツ振興センター保険を利用する。
※スポーツ振興センター保険の他、長期休暇等で保護者の責任を持って活動する場合は各部必ずスポーツ安全保険に加入すること。
- (8) 部費とPTAからの補助により活動経費とし、適正な予算・管理・執行・処理・報告を行う。
- (9) 生徒同士、生徒と指導者との好ましい人間関係を確立し、いじめや体罰を許さない部活動に努める
- (10) 顧問は保護者会との適正な関係に心がける。保護者会は各々の部で必要に応じて行う。
- (11) 大会等に参加するときは、顧問は事前に校長の許可を取り、必要に応じて保護者の承諾を得る。

6 活動の規定

- (1) 入部手続
 - ① 保護者の同意を得て入部する。その際、生徒が積極的に入部できるよう配慮する。
- (2) 活動期間
 - ① 活動期間は通年とする。
- (3) 活動時間
 - ① 活動時間は原則として、平日に2時間程度、休日は3時間程度とする。
 - ② 完全下校は原則として、4月～9月は19時00分、10～11月は18時30分、12月～1月は18時、2～3月は18時30分とし、日没時間を考慮する
 - ③ 早朝活動は、保護者の承諾を得て、大会前の一定期間、顧問の責任で活動ができる。活動は6時45分集合7時から7時30分までの活動時間とする。ただし、1年生に関しては体力面を考慮して参加させるか検討する。
 - ④ 大会前における部活動の延長に関しては保護者の承諾の上、学校長に許可を取り、30分程度延長することができる。
 - ④ 定期テスト7日前から休みとし、その間早朝活動も行わない。但し、テスト前後1週間以内に試合のある部については、校長の承認を得て、1時間程度活動する。
 - ⑤ 土曜・日曜・祝祭日の活動時間は、原則として8時から17時までとする。
(外部からの施設利用については、教頭が関係部と調整を行う。)
 - ⑥ 下校指導（点検活動）を完全下校の15分前から行う。
- (4) 活動場所
 - ① 体育館 ② 運動場 ③ その他
- (5) 外部指導者
 - ① 外部指導者は、部活動に対する学校・顧問の方針に賛同し、生徒を大切にすること

材とする。

- ② 非常勤職員・保護者・地域住民・卒業生による学校支援ボランティアで、活動計画や指導について顧問と連携を密にする。

(6) 活動計画

- ① 学校の教育目標のもと、生徒の実態に応じた活動目標を設定し、具体的な活動計画を立案する。
- ② 活動計画の作成にあたっては、年間計画、月間計画、週間計画、一日の活動計画を立て、活動目標の具体化を図る。

(7) 保護者会

- ① 保護者会は定期的開催し、活動方針や年間計画、活動状況などを情報発信するとともに、保護者の意見を把握する。
- ② 保護者との連絡体制を整備し、活動経費や大会等への交通手段、事故発生時の対応など、生徒支援のあり方について、保護者の理解を得る。

(8) 事故防止

- ① 安全を最優先課題としてとらえ、外部指導者や保護者などとの連携協力により安全を確保する。
- ② 日頃から安全指導の徹底を図るとともに、安全確認を実施し明確な指示をする。
- ③ 事故発生時の救急体制の確立や緊急時対応マニュアルを作成する。
- ④ 指導監督義務、安全保護義務、危険予知義務、危険回避義務など安全に配慮しながら指導する。

(9) 活動経費

- ① 活動経費等の徴収は、経費の必要性を説明し、保護者の同意や理解を得る。
- ② 徴収金を取り扱う場合は、紛失等の事故が起きないように留意するとともに、出納簿を作成する。

9 部活動の運営

(1) 顧問の役割

- ① 部活動が教育活動の一環であることを踏まえ、生徒の「知・徳・体」のバランスと、将来的な成長を見据えた生活指導を行う。
- ② 生徒の人権や人格、自主性を尊重し、いじめや体罰を許さない人権感覚を意識した指導を行う。
- ③ ゆきすぎた勝利至上主義に偏ることなく、生徒の主体性や個性を生かす運営に心がける。

(2) 外部指導者の活用

- ① 外部指導者の選定は、技術的指導力に優れているだけでなく、教育活動に携わる者としての見識や人柄を考慮する。
- ② 外部指導者の活用においては、学校の基本方針や顧問の活動方針などを十分説明し理解を求めるとともに、体罰やセクシュアル・ハラスメントが起こらないよう留意する。
- ③ 顧問と外部指導者の役割分担を明確にし、連携協力して指導する。

(3) 活動計画の作成

- ① 活動目標や活動方針の設定し、その実現に向けた具体的な計画を作成する。
- ② 組織づくり、試合前、新入部員への対応などを踏まえた活動計画を立案する
- ③ 短い時間でも集中して活動できるよう効率的な活動内容や方法、時間を設定する。
- ④ 部活動と学業が両立できるよう、練習日誌を作成し効果的な活用を図る。

(4) 保護者との関わり

- ① 保護者会の設置
- ② 保護者との情報交換
- ③ 大会等での保護者役割

(5) 活動経費について

- ① 部費徴収と管理 ② 出納簿の作成 ③ 会計処理と報告